

駅通情報

第74号

時評

朝鮮通信使の通つた道（二）

—庶民との交流資料は全く現存していない—

朝鮮から使節を遣えるといつても、交流の少なかつた明治時代以前のことであり、極めて限定されたものであつた。

外國から使節を遣えるといつても、交流の少なかつたその数少ない外國人ととの交流の一つである朝鮮通信使を期えるのであるから、日本の住民にとつて珍しさも手伝つて好感をもつて見守られた様子である。

内時、日本側としては、公式的には好馬鹿が先端的に交渉に当たり、また一行を迎えての宿泊、室内役を担当各箇が受持つた。通信使は、前述のとおり二百數十年間に十二回にも及ぶ來訪であつたが、各藩ではその状況を詳細記録していく。その資料は豊富に現存している。しかし、私の求めている宿泊制や、庶民との交流状況となるとほとんど無存している。

あつた。

ただ、今回の調査では、新たに朝鮮側の通信使派遣に至つた事情、及びその実態を、また一行の中に學術、音楽等の専門家が多く関わつていて、それらの人人が沿道住民宅に宿泊し、かつ、交流を図つた様子であり、この点、一級庶民に好意的に迎えられたという資料は少なからず現存している。

三、沿道筋の地域住民との交流

前述のとおり、私が、本稿をまとめる所とする直意は、新たに注目すべき資料が発見された場合には発表する」とに至りたい。
以下、後編を記述する。

(II)

軒の宿にて

通信使一行が好馬から海上、山口県側（とも）の浦に上陸したが、そのさい船着場から宿舎である福善寺に向かう。宿泊處には、一行の正・副使、随員のほか、これに同行した朝鮮でも有名な芸術家・音楽奏者・文学者等、その他の専門家が随行していたという。これら一行は、行く先々の市場、街道筋を音楽を奏でつ

通じて、その実態を、また一行の中に學術、音楽等の専門家が多く関わつていて、それらの人人が沿道住民宅に宿泊し、かつ、交流を図つた様子であり、この点、一級庶民に好意的に迎えられたという資料は少なからず現存している。

つ行進したという。

また、これを避ける地元蔵役人、商場役人等が接待に当たり、かつ、交流を図ったが、これら交流により、地元住民は、異国知識を進んで吸收したと認められるが、具体的資料は余り現存していない。

(2)

近江八幡にて

一行の宿舎として自宅を提供するものが現われた。その子孫の一人として、現在も地元で旅館業を営む者がいるが、同じ町家の内で同様の旅館業者と連絡して、連んで一行を迎え、宿舎提供を通じて一行との交流を図った。

しかし、これらの行為は、先祖から申し伝えはあるものの記録として残っているものは見られない。

(3)

彦根にて

当地でも、裕福な町民は連んで自宅を一行の宿舎に提供し出る者が二、三に止まらず現われ、これを機会に通信使に同行している各界の専門家と連んで交流を図る町民が見られたとの文献が現存している。

当地の民衆では、一行を迎えるに当たって、町内に本道を建設したという記録がある。また、町内の旅館宿舎には一行数人が宿泊したとの記録があることからみて、一行のうちには、民泊した者も相当数あったと認められる。

(4)

静岡にて

一行の上級部役員は、地元清見寺に宿泊したが、残りは町民宅に宿泊したものと認められる。

清見寺は、通信使一行の来訪の都度、数回にわたって宿舎を提供した。

当地では、地元住民との交流が行われたというが、具体的状況を記録した資料は見きされていない。

日本では、各藩大名の行列を迎えた場合、街道筋通行の町民は「下（した）に」下（した）に」との声に、上下座して迎えるのが常態であるが、通信使一行は、音楽を奏で、

(5)

地元各藩は、一行が自藩領内の無事通行を願い、供應

に意を用い、落ち度のないよう配慮した。特に、当時の一般的日本人は歐（けもの）の肉を食べない風習があったが、朝鮮人は歐肉を好んだので、関係各藩は、供應に使用する歐肉入手に苦慮した。

そこで、長崎では、朝鮮人が居住していることに目をつけ、各藩は競って長崎から歐肉の入手を図ったという。

四、結び

以上、今回入手した「DVD」によつて日本側が通信使を迎えるに当たつての各地の街道筋の実態を検討した。

しかし、通信使一行が、最終通行となつた文化八（一八一）年からでも二百余年を経過した現代において、当時の資料は散逸して現存せず、極めて狭い範囲の取材となつた。

しかも今個人手した「DVD」は、見る人の目を意識して撮影したもので、文章として書き残したものではないので狭い範囲の取材となつた。

しかし、全く無駄ではなく、目的の一端は把握できたものと認められる。

恐らく今後も、通信使を対象にした著書、又は放送があるので、次の機会を持つことにしたい。（完）

現代の目で明治時代の 駅通制度の実態を見る（1）

前号でも触れたように、江戸時代には武士階級等一部の者の旅行機關として設けられた宿駅制度も、明治時代

に入るとともに、一般平民の利用が許されるに至つた。その駅通制度の改正と時期を同じくして、北海道の開拓が進められ、駅通施設も入植者受入れの一端を担うことになった。

開拓使は、この現状に対応して制度の充実、強化を図つた。

しかし、時代が下るに従つて入植地は奥地に移り、駅通の利用もそれに連れて変化してきた。その状況は本稿の支局別統計に顕著に現われている。

以下、その状況の推移を記述する。

(二) 宿泊者増減の推移

右「一」に記載のとおり、駅通の設置数の多い支局では、駅宿泊数も多いのは当然であるが、ここで取上げたいのは、駅通一か所当たりの宿泊者がどの程度あつたのかである。

昭和時代に入つてから統計であるが、昭和六年度一か年にどの程度の宿泊者があつたのかをみると、まず、宿泊者の多い駅通を挙げると、「上川、空知、桧山」の順で、この支局管下の駅通では、およそ月三百人前後の宿泊者があり、毎日のように宿泊者がある。これら支局所在の駅通は道央、道南地方にあるので、宿泊者はさらに奥地の開拓地へ赴く人達が宿泊するのである。

また一方、宿泊者の少ない駅通の支局を見ると釧路国、石狩支局管内では、毎月四、五人の宿泊よりないのが実態である。ほとんどの日は宿泊者皆無の状態が続くのである。これでは駅通の存在価値がないと思われるが、この現象は、恐らく、昭和に入つて駅通の任務が薄れ、遠からず廃止に至る運命にある駅通が多いからであろう。

(三) 継立利用者の取扱状況

次は、継立業務の利用状況である。

(四) 駅通業務運営の経営面からの検討

1、事業運営の収支状況

この表は、継立数の少ない方から順に挙げた。釧路国後志、上川の各支局管内では毎月一回を下回る取扱いであり、ほとんど開店休業の状態が続いている。

支局別	一ヶ月の駅通が所当たり継立数(月)		支局別	一ヶ月の駅通が所当たり継立数(月)	
	継立数	回		継立数	回
上川	七	回	後志	一	回
	二	回		〇・六	回
	〇・九	回	釧路国	一	回
石狩	一八	回		一・三	回
胆振	一六	回		一・五	回

支局別	駅通一か所当たり継立数(月)		支局別	駅通一か所当たり継立数(月)	
	同上が所当たり継立数(月)	回		同上が所当たり継立数(月)	回
根室	一六七	回	宗谷	一九・九	回
	八八	回		七・四	回
空知	五八	回		四・八	回
河西	一九・九	回	桧山	五五	回
	七・四	回		五一	回
河西	四五	回	桧山	四五	回

一か所当たりの一ヶ月の取扱数を取扱いの多い順に挙げたが、それでも一番取扱いの多い根室にしても駅通一か所当たり月に二〇回程度の取扱いである。次に宗谷が一か所当たり七回と続き、以下、空知、河西、桧山が順に一か所あたり月五回程度の取扱いである。

次は、取扱いの少ない支局を挙げると、次のとおりである。

結局、業務による収入不足の穴埋めは、取扱人手当の受給によって補われることになる。そこで取扱人手当の支給が重視されるが、その取扱人手当の支給はどのような状況にあつ

情 報

駅 遍

たのかを見ると、以上記述した統計は、昭和六年度を対象にしたものであることは、既に記述したが、この年（昭和六年）三月、たまたま駅逓規則が改正され、取扱人手当も次のとおり、手当額の上限が引上げられた。

すなわち、

「第九条、駅逓取扱人ニハ月額三〇円以内ノ手当ヲ給スルコトヲ得、手当金ハ北海道庁長官之ヲ定メ……」
とあつて、これまでの取扱人手当の上限二〇円であつたものを一〇円引上げて三〇円に改定するというのである。
支給額は、右のとおり上限を示したもので依然として、最低額は無給であり、上限の三〇円が受給されるのは極めて稀で、一番支給額の多い駅逓でも一〇円台であつて、営業費不足を補うものではなかつた。

本稿では、以上の状態から、具体的に支給状況を詳細検討するスペースもないでの、詳しく知りたい方は「北海道宿駅（駅逓）制の研究 下巻」（完結編）によられたい。

2、さらに経営面の改善を追求する

以上のとおり、業務収入の不足を補うべきはずの取扱人手当の増額も経営を潤すほどのものではなかつた。

右の現状は、開拓使（のちには北海道庁）の担当部門でもよく承知しており、その経営上の窮状を救う方法を模索していく、経営不振の軽減を図る一端として、次の方法をとつていた。

ア、馬匹の官給貸与の増加

イ、駅舎及び付属舎の官設貸与

ウ、牧場、田畠、敷地の貸与、又は增加付与

さらに、これら貸与物件の最終処分については、これまで明文がなかつたが、「駅逓取扱人会議等において、取扱人退職時等における、施設物件の無償払下げについて」強い要望があつて、「駅逓所廃止のさい、功労顯著な駅逓取扱人に對して官設建物及び附属物件の無償付与に関する旨が明示された（駅逓例規、明治三六年三月一四日勅令第二二号 文書省略）。

以上のようない実態で、駅逓の経営は経済的に旨味のある事

業ではなかつたが、地元に、駅逓所が新設されるとの情報が入ると、取扱人への志願者が何人も現われた。

確かに、駅逓経営は旨味のあるものではなかつたが、入植して間のない開拓地のこと、他に目立つた名譽職のない時代であり、駅逓取扱人は地域の名士として、又は有名人として認められるものであつたので、進んで志願するものが現われたという。しかも、駅逓取扱人として勤めを終えたときには、付属物件の無償付与の優遇措置も設けられたことから魅力があつたものである。

（完）

十三、福島：ふくしま

（駅逓情報第七二号の続き）

明治政府へ引継がれた宿駅の沿革（十一）
— 松前街道 二十一か宿 —

7 解説

(1) 本駅は、出発した福山（松前）から約五里、函館方面の知内（しりうち）まで七里強の地点にある。しかも知内への七里のうち約五里は険道で、松前からは福島辺で一泊を要する地形にある。

また、知内への険道五里をひかえ、山道越えの準備が必要である。

(2) 「開拓使事業報告」の「沿革の項」によると、本駅は、白符駅の廃止に伴い福山方面へは、吉岡まで通しで直行することになった。白符駅廃止による駅費の負担は、福島村が負うこととなるが、駅路沿革志は「駅費は両村で支弁する」とあつて、全く反する記載をしている。これは、常識的に考えて、駅路沿革志の記述が本当で、両村が分担するものと考えられる。

駅通情報

(3) 本駅は、古来松前街道沿いの中軸的宿場であり、松前藩成立直後から、松前街道沿いの主要な駅場として知られていた。

明治に入ると、同九年一月には、從来からの駅務担当者であった駅場取扱人（八木沢吉之丞）を引き継ぎ雇用した。これを補佐する小使一人、定舉人足三人を随員とし、人馬の運立ての運営に当たった。この給金等を村費で賄つたため、自治体として運営を行き詰つた。そこで八木沢を村役人である村川掛助役に登用するなど、材費の縮小を図つた。

(4) 明治十二年十月の駅法大改革で從前の駅制が廢止されると、八木沢は、人馬取立所を請願し、以後、運送業を經營した。

(5) 以上のとおり、明治九年十一月、駅務担当者を独立した役職に改正した。人足については導引者三名を配置して、需要に対応したが、馬については記載されていない。これは從來どおり村内馬持ちが交替で供出することとし、假三走、後二走を駅場に製留して、創立ての要求に対応したのであろう。

明治に入つても、右同様の状態が続いたが、維持費、荷物の貢日等は前記のとおりであるので省略する。

十四、白音：しらふ

- 3 位置 招島郡（後の松前郡）白音村
- 2 沿革 設置年月不詳
- 1 他の資料による 松前藩以東村役人駅務アシスタント
- 1 本駅は、古来松前街道沿いの中軸的宿場であり、松前藩成立直後から、松前街道沿いの主要な駅場として知られていた。

(2) 沿革 従来ヨリ村役人アシスタント駅務ヲ執リシガ、明治十二年九月二十五日駅法更正ニ及テ廃絶ス

4 解説

(1) 白音駅の位置については、前項の「加内駅」には招島郡と、また本項では松前郡とあって不合しないが、現在は松前郡に属している。

(2) 本駅は、もともと永州五街道のように道中奉行が正規に指定した宿駅ではないが、松前藩既日に、永州各街道にならつて沿道全村の村役人をして人馬の供用管理を行わせ、旅人の通行に支障のないよう計らつてきたものである。

(3) 明治十二年の函館支庁管内の駅制大改革のさい廃止したものである。

十五、宮ノ歌：みやのうた

（開拓使事業報告による）

- 1 位置 招島郡宮ノ歌村（後に松前郡に改正）
- 2 沿革 設置年月不詳
- 3 他の資料による 松前藩以東村役人二駅務アシスタント

3 他の資料による

- 1 設置年月不詳
- 2 明治十二年九月廃ス

4 解説

- 1 本駅の位置は、前述の「開拓使事業報告」と同様、開設年月は不詳となる。
- 2 前駅の改名は、白音駅と同じく、前駅の招島駅、後駅の古國駅の補助的駅場であり、聯合的支援の立場にある。

駅 通 情 報

しかし若干違うのは、本村の村役人が自ら白村内の人間供用管理を行っていることである。従つて、本村は福島駅の助合ではなく、自村限り独立した駅制をとっている。

十六、吉國一上山おか

(開拓使事業報告による)

1 位置 松前郡吉國村
福島駅へノ距離2 福島駅へノ距離
福島駅一里丸町十二里3 人馬継立・貢日貢錢
福島駅二回4 沿革
〔1〕設置年月不詳、松前藩以来村役人二駅務ヲ勤ス
〔2〕明治十年松前西丸駅駅アテ東吉ノ駅駅アテノ延送ア改
メ西大駅へ東福島駅へ通化セシメ駅費ハ吉ノ駅、福島
兩駅ト合併支拂ス
〔3〕十二年十月人馬継立所ヲ置ク

5 解説

(1) 松前街道沿いのはどんとの駅場は、村役人が駅務を兼ねており、本駅も同様である。
 (2) 記載は、西は札幌、東は宮ノ駅間の単立であつたが、これを改めて、西は大駅、東は福島までの間を吉國駅の責任区間とした。従つて、宮ノ駅、札幌、荒谷の各駅は、廻立義務を行わないこととした、といふのである。

6 その他の資料による

(1) 沿革
ア、松前氏封土ノ跡ヨリ本使江軒者権ト雖凡皆村役人自

イ、明治八年九月中人民所有ノ宅ヲ借り駅場ノ用三供ス

ウ、現前、西ハ札幌駅ヨリ東ハ宮原駅マテ通送シタルヲ
明治十年八月都合ニヨリ西ハ大沢駅正東ハ福島駅正
通送スル「ト為シ其ノ費用ハ都テ村費トス
エ、明治十二年十月駅法更止スルニ際シ人馬継立所ヲ置
キ其處立所ノ距離モ寺大ニ度ス

(2) 駅場距離

福島駅一里九丁十二間海別ニシテ最モ平易。同轄福山
駅ハ三里二十五丁十八間内一里十四丁二十間ハ塵埃ト
シナ極端ナリ

(3) 駅場取扱人並給料

ア、松前氏封土ノ跡ヨリ本使ヘ転賣板ト雖凡皆村役人
駅務ヲ取扱ヒシテ明治九年一月中村書役ヲ廢シ更
ニ駅場取扱ヲ鷹谷治兵衛ニ申付年給金三十円、同
小使一人三十円、定人足三人一人毎二年給金四十
円、吉國、宮ノ駅、札幌ノ三駅ノ協議ア以テ
支給ス
イ、明治十二年十月駅法更止ノ際、吉國保三郎ナルモノ
人馬継立所ヲ設置セシムヲ語ア、即チ之ヲ許可ス

○ 資料寄贈お礼

一、 路向交通資料
一、 造訪地誌資料

発行年月日 平成二十二年六月五日
領 行 者 布 無 料
発行者 札幌市南区川沿四条五丁目二一
史学研究会 主宰 宇川隆雄

TEL: ○一五七一—三六〇一
ホーリー

<http://rashi.hpl.infoseek.co.jp/>